

## 魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま制度」(以下、「本制度」という。)の実施に関し必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 本制度は、働きやすい職場づくりや人材育成、業務改善、介護サービスの質の向上等の一定の水準を満たしている福祉・介護サービス関連法人を認証し、公表することで、人材の確保・育成・定着を図るとともに、業界全体のレベルアップ、イメージ改善につなげることを目的とする。

### (実施主体及び事務局)

第3条 本制度の実施主体は、広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会(以下、「総合支援協議会」という。)とし、運営に係る業務を行う事務局を社会福祉法人広島県社会福祉協議会に置く。

### (認証区分、有効期間、費用等)

第4条 本制度の認証区分は「スタンダード認証法人」と「プラチナ認証法人」(以下、これらを総称して「認証法人」という。)の2段階とし、有効期間、費用等は次のとおりとする。

	認証区分	
	スタンダード認証法人 (業界の常識)	プラチナ認証法人 (業界の牽引役)
有効期間	1年間	2年間
費用	5千円/1年間	10万円/2年間 ※要件確認のため、納付は 5万円/1年毎とする。
訪問コンサル	なし	あり

※費用は税込価格とする。

### (認証項目・基準)

第5条 認証項目・基準は、別紙「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま制度 認証項目・基準一覧」のとおりとし、認証法人は、認証区分に応じ、この基準を維持・継続するよう努めるものとする。

### (対象法人・申請要件)

第6条 認証法人の申請に当たっては、次の各号のすべてを満たしていることを要件とする。

- (1) 申請は法人単位とし、県内に法人本部があり、法人格を有してから1年以上が経過していること。但し、全国展開などにより県外に法人本部がある場合は、総合支援協議会が認めた場合に限る。
- (2) 申請区分に応じ、第5条の認証基準を満たしていること
- (3) 申請に際して、法人内の従事者等とも協議の上、宣言の趣旨や具体的な取り組み内容について合意形成・周知が図られていること。
- (4) 広島県社会福祉協議会が実施する無料職業紹介事業の求人検索サイト「福祉のお仕事」への登録を行っていること。

- (5) 社会福祉，保健医療，又は労働に関する法令等について，その内容を遵守し，適正な運営を行っていること。
  - (6) 第14条の規定により，認証の取消しを受けた場合は，取消し日から起算して2年間を経過していること。
- 2 プラチナ認証法人は，前項に加え次の各事項を満たす必要がある。
- (1) 旧制度（平成27年～平成30年度）において認証を受けていること又はスタンダード認証法人として認証されてから，継続して2年以上を経過していること。
  - (2) 働きやすい職場づくりに向け，総合支援協議会の「魅力ある職場づくりのための自己点検ツール」，または同等の独自ツールを活用した職員意見の把握に関する取り組みを，申請日（当年度または前年度）までに実施していること。
  - (3) 認証を受けて1年後に，スタンダード基準項目の基本データのチェック・修正を実施できること。
  - (4) 毎年4月1日を基準として，離職率を報告することとし，総合支援協議会が毎年定める一定の離職率を下回った場合には，有効期間内であっても，認証が失効することに同意できること。

（申請手続き）

- 第7条 認証を受けようとする法人は，別紙「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま制度申請の流れ」に従い，認証区分に応じ，必要事項を総合支援協議会のホームページから入力するとともに，申請書類一式を所定の期日までに総合支援協議会に提出するものとする。
- 2 事務局は，認証の審査過程において，申請法人に関係法令違反等の疑いがあるなど，要件の適否の判断に時間を要する場合等は，申請受付を保留とすることができる。
- 3 事務局は，プラチナ認証法人の申請受付後，審査過程において，認証基準の内容確認に係る追加入力や資料提出を求める際に法人と協議の上設定した提出期限を，正当な理由なく1か月以上過ぎた場合は，申請受付を却下することができるものとする。

（認証）

第8条 本制度における審査・認証方法は，次のとおりとする。

スタンダード認証法人
・事務局による申請書類等による要件審査，法令違反等がないことを確認のうえ，総合支援協議会長が認証を行い，その旨を通知する。
プラチナ認証法人
・事務局において申請書類等による要件審査，法令違反等がないことを確認 ・専門家による現地確認を実施 ・認証審査会を開催し，書類・現地確認結果に基づき意見聴取のうえ，総合支援協議会長が認証を行い，文書により通知を行う。

（認証書の発行及び公表）

第9条 総合支援協議会長は，認証法人に対し，認証書を発行するとともに，ホームページ上で公表する。

（認証の更新）

第10条 認証を継続する場合は，有効期間満了日までに，第7条による申請を再度行い，更新認証を受けるものとする。

(認証の失効)

第 11 条 認証法人は、次のいずれかに該当する場合は自動的に失効するものとする。

- (1) 有効期間内に、認証法人が更新手続きを行わなかった場合又は更新認証がされない場合
- (2) プラチナ認証法人からの年 1 回の報告により、毎年 4 月 1 日を基準とした過去 1 年間の離職率が、総合支援協議会が毎年定める一定の離職率を下回った事が確認された場合、総合支援協議会はその旨を通知し、法人はスタンダード認証法人とする。

(認証の辞退等)

第 12 条 認証法人は、次のいずれかに該当する場合は、法人名、所在地、該当理由を記載した書面に認証書を添えて、速やかに総合支援協議会に届け出なければならない。

- (1) 認証を辞退しようとするとき
- (2) 法人を解散若しくは廃止したとき

(立入調査)

第 13 条 総合支援協議会は、認証法人に対して、認証基準が具備されていること等を確認するため、必要な書類の提出を求め、関係者から状況を聴取し、又は、必要な調査等を行うことができる。

- 2 認証法人は、前項の調査等が実施される場合には、積極的に協力するものとする。

(認証の取消し)

第 14 条 総合支援協議会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、認証を取り消すことができる。

- (1) 第 5 条の認証基準に適合しなくなったとき
- (2) 虚偽又は不正な手段により認証を受けたことが判明したとき
- (3) 故意または重大な過失により、関係法令に基づく命令又は処分を受けたとき
- (4) その他総合支援協議会が必要と認めるとき

(ロゴマーク)

第 15 条 認証区分に応じた認証法人のロゴマークは次のとおりとする。

【スタンダード認証法人】



【プラチナ認証法人】



- 2 ロゴマークを使用する者は、次の各号を遵守しなければならない。
  - (1) 大きさの変更は自由であるが、原画の縦横比率を保つこと
  - (2) 色の変更は認めないが、単色使用は可能であること
  - (3) 使用は、認証法人の有効期間内とすること

(経過措置)

- 第 16 条 平成 27～30 年度の間に、旧制度の「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま」の認証を受けている法人（以下、「旧認証法人」という。）は、平成 31 年度末又は、現在の有効期間満了日のいずれか早い日までは、認証法人として認証が継続され、スタンダード認証法人ロゴマークを使用できるものとする。なお、有効期間満了日が平成 31 年 3 月 31 日を超えている旧認証法人が、平成 31 年度末までにスタンダード認証法人の認証手続きを行わない場合は、その認証は失効するものとする。
- 2 旧認証法人は、平成 31 年度末又は、現在の有効期間満了日のいずれか早い日までに、スタンダード認証法人の認証を受けることにより、旧認証法人としての優遇を受けられるものとする。
  - 3 優遇措置の内容は、総合支援協議会が別に定める。

(様式)

第 17 条 様式を次のとおりとする。

魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま制度宣言書	様式第 1 号
誓約書	様式第 2 号
提出資料チェックリスト	様式第 3 号
認証書（スタンダード認証法人）	様式第 4 号－1
認証書（プラチナ認証法人）	様式第 4 号－2
辞退届	様式第 5 号
取消決定通知書	様式第 6 号

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総合支援協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 27 日から施行する。

平成 28 年 2 月 25 日一部改正

平成 28 年 3 月 30 日一部改正

平成 31 年 4 月 1 日一部改定

令和元年 8 月 30 日一部改正